



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 11 日 (火)
第 8 5 7 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	青少年に有害な図書類の指定 (135) (青少年・家庭課) 2 保安林の指定の解除予定 (136) (森林づくり推進課) 2 基本測量の終了 (137) (技術企画課) 2 公共測量の終了 (138) (〃) 3 一般国道の区域の変更 (139) (道路企画課) 3 一般国道の供用の開始 (140) (〃) 4 介護老人保健施設の開設の許可 (141) (中部総合事務所福祉保健局) 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (142) (〃) 4 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (143) (西部総合事務所福祉保健局) 5 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (144) (〃) 5 指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (145) (〃) 5 農業振興地域の整備に関する法律による交換分合計画の認可 (146) (東部農林事務所) 5 砂利採取法による採取計画の認可の公表 (147) (鳥取県土整備事務所) 6
-------	---

告 示

鳥取県告示第135号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定 番号	種別	図 書 類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7204	雑誌	ニャン2 倶楽部Z 3月号	雑誌17031-03	株式会社コアマガジン
7205	〃	バディ 3月号	雑誌07485-03	有限会社テラ出版
7206	〃	うぶモード 3月号	雑誌01887-03	株式会社コアマガジン
7207	〃	エンジェルクラブ	雑誌11945-3	エンジェル出版
7208	〃	べっぴんDMM 3 No.67	雑誌17939-03	株式会社ジーオーティー
7209	〃	人妻寝取られてVOL.33	雑誌18400-03	株式会社一水社
7210	〃	本当にあったH（エッチ）な話 3月号	雑誌18113-3	株式会社ぶんか社
7211	〃	漫画プラザ 3月号	雑誌07813-3	株式会社蒼竜社
7212	〃	エッチでイヤらしい宅配痴女3	雑誌66079-37	株式会社ダイアプレス
7213	〃	月刊ザ・ベストスペシャル 3月号	雑誌14077-03	KKベストセラーズ
7214	〃	Ⓜ人妻ごっこ満蜜づくし	雑誌57628-97	株式会社竹書房

鳥取県告示第136号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字迹谷333の4・333の5（以上2筆国有林）・336の10（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する）

鳥取県告示第137号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測

量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡三朝町及び琴浦町、西伯郡大山町及び南部町並びに日野郡日南町及び日野町
- 3 終了年月日 平成26年1月31日

鳥取県告示第138号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 米子市皆生
- 3 終了年月日 平成26年2月20日

鳥取県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年3月11日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
180号	変更前	西伯郡南部町阿賀字五反田376-1地先から米子市吉谷字中馬場山633-2地先まで	7.4~85.5	2,932.0
		西伯郡南部町阿賀字徳連場東845-1地先から同町境字北井塚1076-1地先まで	11.5~76.1	3,612.0
	変更後	西伯郡南部町阿賀字五反田376-1地先から米子市吉谷字中馬場山633-2地先まで	11.5~76.5	3,900.0
		西伯郡南部町阿賀字徳連場東845-1地先から米子市吉谷字中馬場山639-1地先まで	7.4~81.9	2,673.0

鳥取県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年3月11日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
180号	西伯郡南部町阿賀字五反田376-1地先から米子市吉谷字中馬場山633-2地先まで	平成26年3月15日
	西伯郡南部町阿賀字徳連場東845-1地先から米子市吉谷字中馬場山639-1地先まで	〃

鳥取県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月11日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
社会医療法人仁厚会	老人保健施設ル・サンテリオン北条ユニット型	東伯郡北栄町土下123-1	平成26年4月1日
社会福祉法人敬仁会	老人保健施設ル・サンテリオンユニット型	倉吉市山根55-233	〃
医療法人至誠会	ユニット型介護老人保健施設ひまわり	倉吉市関金町関金宿1891-1	〃

鳥取県告示第142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月11日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	ショートステイあずさ	倉吉市山根43	短期入所	平成26年4月1日

鳥取県告示第143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月11日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社GR AZIE	リハビリデイサー ビスnagomi米子店	米子市目久美町 42-1	平成26年2月 27日	平成26年3月 31日	通所介護

鳥取県告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月11日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社GR AZIE	リハビリデイサー ビスnagomi米子店	米子市目久美町42 -1	平成26年2月 27日	平成26年3月 31日	介護予防通所介 護

鳥取県告示第145号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月11日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人境港市 社会福祉協議会	社会福祉法人境港市社会福祉協議 会指定居宅介護支援事業所	境港市竹内町40	平成26年2月 28日	平成26年3月 31日

鳥取県告示第146号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の2第3項の規定に基づき、八頭町稲荷地区の交換分合計画を平成26年3月3日認可したので、同法第13条の5において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第12項の規定により告示する。

平成26年 3 月11日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

鳥取県告示第147号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成26年 3 月11日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市三津字大浜ノ 二 1140 - 2 外 2 筆 (1,798平方メートル)	砂 (4,990立方メートル)	平成26年2月 6日から平成 27年2月5日 まで	平成26年2月 6日